

【注意】「特定類型該当性に関する申告書提出のお願い」をご一読後、ご記入ください。

輸出管理様式 2

(応募者用)

外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び第 2 項の遵守のための
特定類型該当性に関する申告書

国立研究開発法人 産業技術総合研究所 御中

記入日 西暦 年 月 日

住所

氏名

(署名)

私は、貴法人が「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成 4 年 12 月 21 日付け 4 貿局第 492 号。以下「役務通達」という。）の 1（3）サ①、②又は③に該当する居住者に対して技術の提供を行う場合は、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）第 25 条第 1 項及び第 2 項に基づき経済産業大臣の許可が必要になる可能性があることを理解し、貴法人の法令遵守のため、役務通達の 1（3）サ①、②又は③に該当するか否かについて、下記のとおり申告いたします。

記

私は、貴法人に採用となった場合、雇用開始の時点において

以下に記載の類型に該当する可能性があります。

(類型①に該当 類型②に該当 類型③に該当) ※複数選択可能

(外国法人等や外国政府等の名称 及び 該当する理由)

以下に記載の類型のいずれにも該当する可能性はありません。

なお、今後、以下類型に該当することとなった場合は、改めて自己申告いたします。

類型① 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体（その本邦内の支店、出張所その他の事務所を除く。以下「外国法人等」という。）又は外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行並びに外国の政党その他の政治団体（以下「外国政府等」という。）との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該外国法人等若しくは当該外国政府等の指揮命令に服する又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して善管注意義務を負う者

類型② 外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益（金銭換算する場合に当該者の年間所得のうち25%以上を占める金銭その他の利益をいう。）を得ている者又は得ることを約している者

類型③ 本邦における行動に関し外国政府等の指示又は依頼を受ける者

【個人情報の取り扱いについて】

本申告書で取得した情報は、外為法に基づく安全保障輸出管理の適正な実施及び弊所内の適正な業務遂行のために、以下の用途にのみ使用します。

- ・ 外為法に基づく安全保障輸出管理の適正な実施。具体的には、特定類型該当者に対する技術提供の管理。この際、特定類型該当者であるという情報が「特定類型該当者に対する技術提供を管理する者」へ提供されます。なお「特定類型該当者に対する技術提供を管理する者」には、弊所外部（研究連携の相手方等）の者も含まれます。経済産業省への許可申請が必要になる場合には、特定類型該当者であるという情報が、経済産業省へ提供されません。
- ・ 弊所内部での適正な業務遂行に必要な対応。具体的には、特定類型該当性の法的判断、兼業申請等との整合性の確認、みなし輸出管理が困難な場合の対応等。この際、特定類型該当性に関する情報が弊所内部の関係部署等へ提供されることがあります。
- ・ 提出いただいた申告書は返却いたしません。不採用者の申告書は、弊所規程に則り除却致します。

以上